

要望・申し入れ・談話

2013年4月2日

国土交通大臣 太田 昭宏 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下礼子

米投資会社サーベラスによる西武鉄道5路線等廃止提案の撤回について

株式会社西武ホールディングスの後藤高志社長は、3月26日筆頭株主の米投資会社サーベラスが実施している株式公開買い付け（TOB）に反対すると記者会見で表明しました。同社長はその場で、昨年10月にサーベラスからコスト削減の一環として、西武秩父線、多摩川線、山口線、国分寺線、多摩湖線など5路線の廃線、埼玉西武ライオンズの売却など提案があったと明らかにしました。

突然の報道に沿線住民からは、「そんなことは絶対許されない」という驚愕の声が届いています。これらの路線は、沿線住民の日常生活を支える上で必要不可欠な路線であり、その廃線の影響の地域的広がりと大きさは図り知れません。すでに、秩父市では住民署名のとりくみが開始され、所沢市等も取り組む予定です。東京都の自治体にも撤回のための動きが始まっています。

民間企業とはいえ、公共交通機関の路線を社の都合のみで廃止することなど許されることではありません。公共交通機関に対する国の責任に鑑み、国は5路線廃止の撤回のためにあらゆる努力を尽くしていただきたいと思います。また、西武ホールディングスの株式の3割以上が外国投資会社の保有であることは驚くべきことです。国は、国民の生活に深く関わる交通機関への、投資会社の身勝手を規制する方策も検討すべきです。

つきましては、以下の3点を強く申し入れます。

一、国民の不安に対して、この問題の情報収集とその公開に努め5路線存続の世論を広げること。

一、東京都、埼玉県と連携して、路線廃止撤回のためのあらゆる手段をつくすこと。

一、公共交通機関への投資会社の介入規制を検討すること。

以上

2013年4月15日

埼玉県知事 上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下礼子

利根保健医療圏の救急医療体制の整備のために

今年1月に久喜市で救急患者が受け入れ先病院に36回搬送を拒否され死亡する事件が起きました。今回の事件の根本的問題はこの地域の病院不足にあります。久喜市を含む利根保健医療圏は県内でも秩父・北部に次いで、人口あたりの病院勤務医が少なく、救命救急センターはじめ拠点病院のない地域です。

そのため、県も支援して、久喜市の済生会栗橋病院が救命救急センターの設立準備を進めて来ましたが、現在、救命救急専門医は常勤が2名しか確保されずに、設備完成から1年近くを経過しても実現はしていません。今回のような事件を二度と繰り返さないためにも早急にこの地域に救命救急センターを設立するべきです。県は救急や小児について深谷赤十字病院や和光市の埼玉病院に大学医学部の寄附講座を設け、医師の派遣を実現しています。さいたま赤十字病院には県立小児医療センターから新生児科の医師を派遣しております。済生会栗橋病院にも寄附講座の25年度予算措置が行われていますが、医師の確保までの責任を持った県の支援が必要です。

また今2月定例会で、県は県立循環器・呼吸器病センターの救命救急機能を検討課題とするとの報告がありました。同センターの救命救急機能付与は早急に実現すべきです。

つきましては、利根保健医療圏の救急医療体制を整備するために以下の点を強く申し入れます。

- 一、利根地域に早期に救命救急センターが確立できるよう、済生会栗橋病院などの医師確保について積極的支援を行うこと
- 一、全県の地域医療情報ネットワークシステムを充実すること。
- 一、県立病院とりわけ循環器・呼吸器病センターに救命救急機能を付与すること。

以上

2013年4月26日

埼玉県知事 上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下礼子

政府主催「主権回復の日」記念式典への知事の出席について

上田知事は、サンフランシスコ平和条約が発効した4月28日に政府主催の「主権回復の日」式典に出席する意向を表明しています。政府はこの式典について「我が国の完全な主権回復・・・を記念し」としていますが、この日に発効したサンフランシスコ平和条約によって、沖縄・奄美・小笠原が米国の施政下におかれたうえ、千島列島も日本は放棄したのです。同条約には米軍常駐許容条項も含まれ、サンフランシスコ条約の同日に調印した日米安全保障条約とともに、沖縄はじめ埼玉県にも米軍基地が置かれる根拠となっています。よってこの日はアメリカによる軍事的従属を永続化した見せかけの「主権回復」の日と言わざるをえません。

沖縄ではこの日は日本から切り離され米軍の施政下におかれた「屈辱の日」とされ、政府記念式典に対する反対の県議会決議が超党派で採択されるとともに、大規模な抗議集会が予定されています。日本で唯一の地上戦の舞台となり、アメリカによる植民地支配を1972年まで受け、今なお米軍基地の集中する沖縄県民のことを思えば、この式典に対する抗議の声が広がっているのも当然のことです。同時に所沢市・新座市など米軍基地をかかる埼玉県民にとっても、基地の全面返還は悲願であり、この日を祝うことはできません。

我が党は「主権回復の日」式典開催の中止を政府に要求してきましたが、上田知事がこの式典への出席の意向を表明していることは大変遺憾です。4月23日現在、自身の出席を表明しているのは47都道府県中19都県知事にすぎません。知事におかれましては、埼玉県民の意向に配慮し、式典への出席を取りやめるよう強く要請します。

以上

2013年5月2日

日本共産党埼玉県議団 団長 柳下礼子

定例記者会見における知事の改憲発言について

4月30日上田清司知事は、定例記者会見の場で現行憲法の改正を肯定し、「第9条について陸海空この戦力を持たないと憲法にあるが、自衛隊は戦力であり、はじめから嘘をついてる」などの発言をした。自治体の首長として極めて重大な許し難い発言である。憲法を踏みにじり、解釈改憲を重ねてきた歴代政府に問題があるにもかかわらず、憲法の方をかえるべきだという理屈であり、本末転倒である。憲法に基づいて現実を改めるべきである。憲法99条は「・・・公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めており、この一連の発言はこの条項に抵触しかねない。

安倍首相をはじめとして、憲法の96条改憲が計画されているが、この狙いは9条改憲にある。憲法9条を堅持するというのは国民多数の意見である。わが党は憲法9条はもちろん、それに直結する96条改憲も絶対に認めることはできない。知事は700万県民の代表として、上記の発言を撤回すべきである。

以上

2013年5月13日

株式会社西武ホールディングス 代表取締役 後藤高志様
西武鉄道株式会社 代表取締役 若林 久様

日本共産党埼玉県委員会県民運動局長	伊藤 岳
日本共産党埼玉県議団 団長	柳下礼子
日本共産党所沢市議団 団長	平井明美
日本共産党狭山市議団 団長	猪股嘉直
日本共産党入間市議団 団長	石田芳夫
日本共産党飯能市議団 団長	金子敏江
日本共産党日高市議	伊藤 勉
日本共産党秩父市議団 団長	齋藤捷榮
日本共産党新座市議団 団長	笠原 進
日本共産党川越市議団 団長	本山修一

西武鉄道の存続維持と駅・踏切の改修、列車増発等について

住民のための円滑な公共交通の整備、安全性の確保につきまして、平素より格別のご尽力を賜り、厚くお礼を申しあげます。

3月26日、後藤代表取締役は筆頭株主の米投資会社サーベラスが実施している株式公開買い付け(TO B)に反対すると記者会見で表明しました。同代表取締役はその場で昨年10月にサーベラスからコスト削減の一環として、西武国分寺線、秩父線、山口線、多摩川線、多摩湖線の5路線の廃止、埼玉西武ライオネルズの売却、駅員など人員8%削減等が提案されていることを明らかにしました。

国分寺線は中央線への連絡路線として、日々22万人の利用客を運送する主要な路線であり、秩父線やそのほかの路線も県民の観光・通勤・通学などにとって欠くことのできない公共の足です。また、駅人員の大幅な削減は、駅の安全な利用に支障を來し、無人駅を生じさせる可能性もあります。沿線住民は5路線の廃止と駅員の削減の撤回を強く求めています。

また、駅のバリアフリーやホーム柵設置、列車増発、踏切改修など、各沿線住民から改善要望が多数寄せられています。ぜひ、住民の声に耳を傾け、早急な改善策をこうじることを要望するものです。つきましては、以下の諸点について申し入れるものです。

- 一 提案されている5路線について存続すること 人員の削減は行わないこと
- 一 駅舎や駅ロータリーなどの改修について
 - ・全駅 早期のホーム柵設置
 - ・秋津駅 南北の自由通路の設置
JR新秋津駅との連絡通路の設置
 - ・所沢駅 改札外トイレの設置
駅構内に授乳室やおむつ替え室の設置
改札口の時計の改善(見づらいとの声)
従来使用していた南口改札の開設

- | | |
|------------|----------------------------|
| ・西所沢駅 | 東口通路の滑り止め |
| ・小手指駅 | 南口開設 |
| ・元加治駅 | 内外との下りエスカレーターの設置 |
| ・飯能駅 | 南口の早期開設 |
| ・西武秩父駅、横瀬駅 | 北口への駐輪場の設置
送迎車駐車スペースの設置 |
| ・新所沢駅 | 駐輪場の設置
内外との下りエスカレーターの設置 |
| ・入曽駅 | 早期のエレベーター設置 |

一 列車の増発など

- ・秋津駅 急行列車の停車
- ・航空公園 通勤快速列車の停車
- ・上記の停車が実現できない段階では、乗り越し防止のために所沢駅等で特段の配慮を講じること
- ・高麗駅、東飯能駅 平日・旧祝日とも日中の「飯能発快速急行池袋行き」増発
- ・西武秩父・横瀬駅 午前6時台の特別急行列車の増発
午前9時台の普通列車1本の増発

一 踏切の改修等

- ・新所沢駅北側ふみきりの拡幅（自転車が多く危険）
- ・西所沢駅西側ふみきりの拡幅
- ・小手指駅東側一方通行の踏切の拡幅（自転車が多く危険）
- ・小手指駅南北自転車通路の早期設置
- ・西武池袋線「藤4」踏切の拡幅と歩道の設置

以上

記者発表

2013年5月14日

日本共産党埼玉県議会議員団

団長 柳下 礼子

知事の従軍慰安婦問題に関する発言について

本日の定例記者会見の場において上田清司埼玉県知事は、大阪橋下徹市長の旧日本軍の従軍慰安婦制度を「必要」だったとする発言について記者から問われて、「慰安所は必要なかった」と述べましたが、再度「『従軍』慰安婦はいなかった」と発言したことは問題です。

従軍慰安婦について、日本政府は現存する公文書と関係者を長期にわたって調査し、その結果、慰安所は日本軍によって設置され、慰安婦の募集、業者の選定、慰安婦の移送などに軍が直接・間接に関わり便宜を図ってきたことは動かしがたい事実であるということが明らかになりました。よって政府は当時の河野洋平官房長官の名前で旧日本軍の関与を認める談話を発表したのです。知事の発言はこうした日本政府の公式見解をも否定するものであり、700万県民の代表者としての見識を問われるものです。

なお従軍慰安婦の呼称については、国連人権委員会のクマラスワミ報告や被害者から「私たちは自ら軍に従ったのではない」という疑義も呈されており、わが党は「日本軍慰安婦」などの呼称を採用しております。しかし知事の発言はこうした立場からではなく、2006年の6月議会における発言以来一貫した日本軍の関与を否定する立場にたつたものであり、わが党は、知事が日本政府の公式見解を尊重し、過去の過ちに正面から向き合い発言を撤回することよう強く求めます。

以上

2013年5月28日

埼玉県知事 上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下礼子

埼玉県平和資料館運営協議会の会議開催と充実を求める申し入れ

埼玉県は埼玉県平和資料館運営協議会について、本年2月から中断したままになっている会議を再開せず、例年3月に開催されてきた定例会議も不開催のまま、現委員の任期満了をもって廃止とする方針です。運営協議会は平和資料館の展示事業、教育普及事業及びその他の事業について必要な事項を協議する、館長の諮問機関です。

2月8日の運営協議会の休憩時間中、傍聴者から議事の一部を非公開としたことに対して説明を求める声があがりました。運営協議会会議は公開が原則であり、非公開とするのであればその理由を委員だけでなく、傍聴者はじめ県民に対してていねいに説明する責務が県側にはあります。県側の説明に納得できず、更なる説明を求める傍聴者の存在を理由に会議は打ち切られましたが、その後も会議を開かないという県側の対応は、許されるものではありません。

指定管理者制度の導入や施設・展示のリニューアルは、平成5年8月の開館以来はじめての大規模変更であり、運営協議会に諮って意見を求めるのが当然のことです。現在の運営協議会委員の任期が切れるまでに中断中の運営協議会会議を再開し、当該案件の協議をする必要があります。

運営協議会の廃止について県は、平和資料館への指定管理者制度導入によって館長職が廃止されたためにその根拠を失ったとし、7月以降に新たな第三者機関を設置する方針を打ち出しています。県の説明によれば、新たな第三者機関には経営者の視点を導入することです。

運営協議会は学識経験者、学校関係者、平和団体などで構成され、様々な立場や考え方を持つ県民の意見を幅広く聴取する場となっていました。平和資料館の事業を発展させるためには、県民の広範な意見を積極的に取り入れることが必要です。そのためには、委員の増員などにより現行の運営協議会をむしろ充実させることができます。

以上のことから、下記について強く申し入れます。

記

- 一、指定管理者制度の導入やリニューアル工事、展示内容の変更などに関して説明し意見を聞くための埼玉県平和資料館運営協議会を、現委員の任期中である本年6月末までに開催すること。
- 一、現行の運営協議会は、委員の増員や公募委員の導入などによってさらなる充実をはかること。

以上

2013年6月13日

国土交通省関東地方整備局
荒川下流河川事務所
所長 波多野 真樹 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下 礼子
日本共産党川口市議会議員団
団長 金子信男
日本共産党戸田市議会議員団
団長 望月久晴

荒川堤防の土砂流出災害についての申し入れ

本年4月6日から7日にかけて発生した大雨により、荒川下流河川事務所管内の3カ所（埼玉県川口市、戸田市、東京都足立区）で荒川堤防斜面からの土砂流出が発生。川口市領家5丁目では流出した土砂が堤防下の市道を越えて民間工場の敷地にまで流れ込み、流出した土砂にバイクで乗り上げた女性がケガをするなどの被害が発生しました。

党県議団は4月10日に川口市領家の現場を視察し、想像を超える土砂流出を目の当たりにしました。今回のような堤防の土砂流出はかつてなかったことであり、地域住民からは、「こんなすごいことになっていたとは思わなかった」と不安を訴えられました。堤防下の市道は車両の通行量がきわめて多く、再び土砂流出が発生すれば大事故を引き起こしかねません。

国交省においては発災後ただちに応急工事を行い、4月8日には専門家による現地調査を行ったとのことですが、その後の約一ヶ月半、事故原因及び対策について何ら公表もなく、ようやく5月20日付で対策工事の実施が公表され工事が始まりました。梅雨や台風など降雨量の増える時期を迎えた際に備えて、現在行われている対策工事についても抜本的な対策工事だとは到底考えられません。しかも、対策の必要とされる堤防は前年度に実施された堤防強化対策工事に関わる広範囲にわたると思われ、このことは堤防の強度・安全性にかかわるものと懸念されます。再び同様の事故を起さないためにも、原因究明と根本的な対策が必要です。

近隣住民は今後も同じような事故が起こらないか不安を抱いています。また、地元関係者に対しては丁寧な状況説明をすることも必要です。

よって、以下の点を強く申し入れるものです。

記

- 一、土砂流出の事故原因について徹底的に究明し、その上で万全の対策工事を実施すること。
- 一、暫定的な対策工事が必要な場合には住民及び関係者にその旨の周知説明を図ること。
- 一、事故原因や対策についての情報を積極的に開示すること。特に近隣住民や地元関係者に対しては、関係自治体と連携して情報提供につとめ、不安を取り除くために全力をあげること。

以上